



山形県公報

平成17年7月26日(火)
第1662号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                              |                   |     |
|------------------------------|-------------------|-----|
| 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... | (庄内総合支庁福祉課) ...   | 839 |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... | (同) ...           | 同   |
| 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....    | (同) ...           | 840 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....           | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 同   |

### 公 告

|                       |             |     |
|-----------------------|-------------|-----|
| 平成17年度消防設備士講習の実施..... | (総合防災課) ... | 同   |
| 一般競争入札の公告.....        | (出納局) ...   | 841 |

## 告 示

### 山形県告示第663号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年7月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                 | 事業所の名称及び所在地                     | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|------------------------------------------|---------------------------------|--------------|-----------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木6-10-1<br>六本木ヒルズ森タワー | 株式会社コムスン酒田南ケアセンター<br>酒田市松原南20-1 | 居宅介護         | 平成17.6.30 |

### 山形県告示第664号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年7月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                 | 事業所の名称及び所在地                     | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|------------------------------------------|---------------------------------|--------------|-----------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木6-10-1<br>六本木ヒルズ森タワー | 株式会社コムスン酒田南ケアセンター<br>酒田市松原南20-1 | 居宅介護         | 平成17.6.30 |

## 山形県告示第665号

児童福祉法( 昭和22年法律第164号 )第21条の10第 1 項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
平成17年 7月26日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                      | 事業所の名称及び所在地                           | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------|-----------|-------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木 6 - 10 -<br>1 六本木ヒルズ森タワー | 株式会社コムスン酒田南ケ<br>アセンター<br>酒田市松原南20 - 1 | 居宅介護      | 平成17. 6. 30 |

## 山形県告示第666号

土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) 第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年 7月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
浜中広岡土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市大字浜中字上村387番 3
- 3 認可年月日  
平成17年 7月14日

## 公 告

消防法 ( 昭和23年法律第186号 ) 第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成17年 7月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 講習の日時及び場所

| 場 所                    | 山 形 市                                 |  | 東 田 川 郡 三 川 町                         |  |
|------------------------|---------------------------------------|--|---------------------------------------|--|
| 区 分                    |                                       |  |                                       |  |
| 消 火 設 備 講 習            | 平成17年10月18日(火)<br>午前 9 時30分から午後 5 時まで |  | /                                     |  |
| 警 報 設 備 講 習            | 平成17年10月19日(水)<br>午前 9 時30分から午後 5 時まで |  | 平成17年 9月27日(火)<br>午前 9 時30分から午後 5 時まで |  |
| 避 難 設 備 ・ 消 火 器<br>講 習 | 平成17年10月20日(木)<br>午前 9 時30分から午後 5 時まで |  | /                                     |  |

## 2 講習受講対象者

消防法施行規則 ( 昭和36年自治省令第 6 号 ) 第33条の17第 1 項及び第 2 項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

## 3 受講手続

受講申請書を平成17年 8月25日(木)から同年 9月 9日(金)までの間に山形市緑町一丁目 9 番30号山形県新築西通り会館 3 階山形県消防設備保守協会に提出すること。

## 4 その他

詳細については、総務部危機管理室総合防災課 ( 電話023(630)2228 ) 又は山形県消防設備保守協会 ( 電話023(629)8477 ) に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県新財務会計システム開発事業に係る基本設計業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年7月26日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成17年9月5日（月）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県新財務会計システム開発事業に係る基本設計業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成18年5月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。

#### 3 入札参加者の資格

次の3号に掲げる要件を満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(4)の要件を満たす者であること。

- (1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成17年1月18日付け県公報第1611号）により公示された資格を有すること。
- (2) 国、都道府県若しくは政令指定都市の財務会計システム又は類似のシステムに係る開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。
- (3) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な十分な体制が整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
  - イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。
  - ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。
  - ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局総務課新財務会計推進担当 電話番号023(630)2168

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

##### (1) 落札者の決定方法

イ 次に掲げる要件をすべて満たす者のうち、別表（技術評価基準）により算出された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

- (イ) 2の(5)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

(D) 提案書の内容が、別表（技術評価基準）で指定する必須項目をすべて満たしていること。

ロ イの合計点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

更に、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を700点、価格点を300点とする。

(3) 技術点の評価方法 提案書の内容が、別表（技術評価基準）で指定する必須項目の最低限の要求要件を満たしているかを判断し、これをすべて満たしているものには、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

価格点 = 300点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては3の(4)に係る事項を証明する書類を含む。以下「証明書等」という。）を平成17年8月15日(月)までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Basic Development Designs for New Yamagata Prefectural Financial Accounting System : 1 set

(2) Time-limit for tender : 10:00A.M. September 5, 2005

(3) Contact point for the notice : New Financial Accounting Promotion Section , General Affairs Division , Treasury Bureau , Yamagata Prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome , Yamagata-shi , Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2168

別表（技術評価基準）

| 大項目          | 中項目          | 小項目                                 | 評価内容                                                                                  | 必須 | 配点 |
|--------------|--------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| A 開発の方向性について | 1 開発のねらいについて | (1) システム開発の意義や基本理念について              | 本県において新財務会計システムの開発に取り組む意義や新財務会計システムの基本理念について提案されているか                                  |    | 20 |
|              |              | (2) 新システムの開発により期待される効果について          | 新財務会計システムを開発することにより期待される効果について提案されているか                                                |    | 10 |
|              | 2 基本目的について   | (1) システム化対象業務の拡充による事務の適正化・連携一体化について | 新財務会計システムにかかる全体のシステム構成に関する考え方並びに具体的な構成及び特徴について提案されているか                                |    | 20 |
|              |              | (2) オープンな技術によるシステム開発について            | 一般的なオープンな技術により開発するうえで採用する技術及び手法、前提となるオブジェクト指向言語の種類、使用対象範囲並びにソースコードの開示に関して具体的に提案されているか |    | 20 |

|              |                             |                             |                                                                                                                  |                                      |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 項目数          | 7                           |                             | 新財務会計システム基本設計から運用までの全体において経費を圧縮する基本的な考え方や具体的な手法が提案されているか                                                         | 15                                   |
|              |                             | (3) 山形県共通基盤システム上での開発について    | 山形県共通基盤システム詳細設計を踏まえて、新財務会計システムの基本設計に取り組む上での考え方、具体的な設計対象範囲及び手法について提案されているか                                        | 20                                   |
|              |                             | (4) システム開発にあたってのリスクについて     | 新財務会計システムを開発するうえで想定されるリスク及び懸念事項並びにこれを解決する手法や考え方が提案されているか                                                         | 15                                   |
|              |                             | 配点計                         |                                                                                                                  |                                      |
| B 業務システムについて | 1 基本設計の範囲や手法について            | (1) 基本設計の対象範囲について           | 新財務会計システム基本計画で想定しているサブシステムのうち業務共通管理を除く各サブシステムについて、基本設計の要素として何を、どこまで、どのような手法で実施するのか、詳細設計との関係も含めて具体的に解かり易く提案されているか | 20                                   |
|              |                             | (2) B P Rによる事務改革・システム改革について | 新財務会計システム基本計画におけるB P Rの実施内容を踏まえて、どのようにシステム化を図るか提案されているか<br>また、更なる業務効率化を図るうえで、有効な手法や内容が提案されているか                   | 15                                   |
|              |                             | (3) 現状分析と新事務フローについて         | 現状分析における視点及び手法について具体的に提案されているか                                                                                   | 10                                   |
|              | 新事務フロー作成の具体的な手法について提案されているか |                             | 10                                                                                                               |                                      |
|              | 2 各サブシステムについて               | (1) 各サブシステムの設計について          | 各サブシステムの設計にあたっての視点及び手法が具体的に提案されているか                                                                              | 15                                   |
|              |                             |                             | 新財務会計システム基本計画における各サブシステム毎の情報システム機能について、どのように設計するか具体的に提案されているか                                                    | 10                                   |
|              |                             | (2) 画面設計、帳票設計について           | 画面設計についての考え方、具体的な設計範囲及び程度並びに設計手法について提案されているか                                                                     | 10                                   |
|              |                             |                             | 帳票設計についての考え方、具体的な設計範囲及び程度並びに設計手法について提案されているか                                                                     | 10                                   |
|              | 配点計                         |                             |                                                                                                                  | 100                                  |
|              | C 発生主義会計について                | 1 発生主義会計の導入について             | (1) 導入にあたっての課題について                                                                                               | 発生主義の導入に係るメリット、課題及び実現手法が具体的に提案されているか |
| 2 仕訳の設計について  |                             | (1) 具体的な仕訳の検討について           | 仕訳についての具体的な設計方法が提案されているか                                                                                         | 20                                   |

|                 |                                      |                                 |                                                                                   |    |     |
|-----------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| 項目数             | 5                                    |                                 | 仕訳についての必要な能力を有している<br>担当者を配置することが提案されている<br>か                                     | 20 |     |
|                 |                                      | (2) 自動仕訳につ<br>いて                | 自動仕訳システムの設計にあたっての留<br>意事項及び具体的な開発手法について提<br>案されているか                               | 15 |     |
|                 |                                      |                                 | 自動仕訳システムの設計に際して、プロ<br>トタイプシステムを開発し実証してい<br>く手法が具体的に提案されているか                       | 15 |     |
|                 |                                      | 配点計                             |                                                                                   |    | 90  |
| D 運用・基盤<br>について | 1 山形県共通<br>基盤システム<br>について            | (1) 山形県共通基盤<br>システムとの連携<br>について | 山形県共通基盤システム詳細設計を踏ま<br>え、その構成要素や共通サービスについ<br>ての考え方及び具体的な開発内容が提案<br>されているか          | 10 |     |
|                 | 2 新財務会計<br>システムの機<br>能について           | (1) 電子決裁機能に<br>ついて              | 電子決裁機能の設計の視点及び設計手法<br>について具体的に提案されているか                                            | 20 |     |
|                 |                                      | (2) 文書保存機能に<br>ついて              | 文書保存機能の設計の視点及び設計手法<br>が具体的に提案されているか                                               | 20 |     |
|                 | 3 新財務会計<br>システムの具<br>備すべき要件<br>等について | (1) 運用要件につ<br>いて                | i D Cの設置を含めたアウトソーシング<br>による運用について具体的に提案されて<br>いるか                                 | 10 |     |
|                 |                                      | (2) 性能要件につ<br>いて                | システムの性能を設計するうえでの視点<br>及び性能確保の手法が具体的に提案され<br>ているか                                  | 10 |     |
|                 |                                      | (3) 操作性につ<br>いて                 | システムの操作性の設計について具体的<br>に提案されているか                                                   | 10 |     |
|                 |                                      | (4) 信頼性要件につ<br>いて               | 公金及び個人情報を取扱う全庁的なシス<br>テムとしての信頼性の確保並びにセキュ<br>リティを確保するための設計の視点及び<br>手法が具体的に提案されているか | 10 |     |
|                 |                                      | (5) S L Aにつ<br>いて               | 新財務会計システムの運用・維持管理に<br>係る S L A 導入の手法と課題及び項目内<br>容について具体的に提案されているか                 | 10 |     |
|                 |                                      | (6) システムのライ<br>フサイクルコスト<br>について | 運用・維持管理を含むシステム全体のラ<br>イフサイクルコストを圧縮する手法が具<br>体的に提案されているか                           | 10 |     |
| 項目数             | 9                                    | 配点計                             |                                                                                   |    | 110 |
| E 付加機能・<br>付帯作業 | 1 E U Cにつ<br>いて                      |                                 | E U Cに関する設計の視点及び手法につ<br>いて具体的に提案されているか                                            | 10 |     |
|                 | 2 システム連<br>携について                     |                                 | 他システムとの連携の方法について、将<br>来の方向性も含めて具体的に提案されて<br>いるか                                   | 10 |     |
|                 | 3 データ移行<br>について                      |                                 | データ移行についての考え方及び手法が<br>提案されているか                                                    | 10 |     |
|                 | 4 研修につ<br>いて                         |                                 | 職員に対する研修について、基本的な考<br>え方及び具体的な手法が提案されている<br>か                                     | 10 |     |
| 項目数             | 4                                    | 配点計                             |                                                                                   |    | 40  |

|            |               |                |                                                                          |     |     |
|------------|---------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| F プロジェクト管理 | 1 スケジュールについて  | (1) 全体計画について   | 新財務会計システム開発について、運用まで含めた全体スケジュールが具体的に提案されているか                             | 10  |     |
|            |               | (2) 基本設計について   | 基本設計業務の具体的なスケジュールが提案されているか                                               | 10  |     |
|            | 2 管理手法について    |                | 基本設計のプロジェクト管理における考え方、ポイント及び用いる手法について、具体的に提案されているか                        | 15  |     |
|            | 3 体制について      |                | 県側との対応関係も含め、業務推進体制、組織の構成及び要員配置が具体的に提案されているか                              | 10  |     |
|            |               |                | 業務推進体制における役割分担及び分担毎の設計上の課題並びに業務スケジュールが具体的に提案されているか                       | 10  |     |
|            |               |                | 従事する要員の保有する資格又は経験について、組織及び分担毎の業務を踏まえて提案されているか                            | 10  |     |
|            | 4 品質管理について    | (1) 品質管理手法について | 品質管理の手法について具体的に提案されているか                                                  | 10  |     |
|            |               | (2) 標準化について    | 新財務会計システムの詳細設計へ円滑に移行できるような標準化の考え方・内容について具体的に提案されているか                     | 10  |     |
|            |               | (3) 品質保証について   | 今回の提案内容が実際の新財務会計システム基本設計作業及び設計内容に確実に反映されていることを、具体的に実証し品質を保證する手法が提案されているか | 20  |     |
|            | 項目数           | 9              |                                                                          |     |     |
|            |               |                |                                                                          | 配点計 | 105 |
| G 基本設計プロセス | 1 設計工程について    |                | 基本設計の作業工程及び具体的な作業内容について提案されているか                                          | 15  |     |
|            | 2 成果品について     |                | 新財務会計システムの詳細設計へ円滑に移行できるように最終的に作成する成果品ドキュメントの名称及び各々の内容が具体的に提案されているか       | 15  |     |
|            | 3 設計開発の素材について |                | 開発にあたって素材として利用するパッケージ及び部品について、その特徴、自社独自の技術及び利用の手法について具体的に提案されているか        | 15  |     |
|            | 4 UMLについて     |                | UMLの活用についての考え方及び対象範囲並びに採用するUMLのレベル及び種類並びに使用するツールは具体的に提案されているか            | 15  |     |
|            | 5 開発手法について    |                | 画面、帳票、電子決裁、EUC及びシステム連携について、アジャイル手法を用いた設計開発手法が具体的に提案されているか                | 15  |     |
|            |               |                | 貴社が実施する新財務会計システム基本設計の開発手法に関するアピールポイントが提案されているか                           | 10  |     |
| 項目数        | 6             |                |                                                                          |     |     |
|            |               |                |                                                                          | 配点計 | 85  |

|       |               |  |                                                                      |     |
|-------|---------------|--|----------------------------------------------------------------------|-----|
| H その他 | 1 開発実績について    |  | 類似システム開発の実績が述べられているか                                                 | 10  |
|       | 2 見積り内容について   |  | システムライフサイクルコストの観点から、新財務会計システムの基本設計・詳細設計から運用までのトータルの経費について具体的に提案しているか | 20  |
|       | 3 県内企業の参加について |  | 山形県内のIT関係企業がシステム設計、将来の運用又はシステム改修等に参加できるような手法が提案されているか                | 20  |
| 項目数   | 3             |  | 配点計                                                                  | 50  |
| 総項目数  | 51            |  | 配点合計                                                                 | 700 |